

安全・安心な森整備事業実施要領

制定 令和5年3月31日 森-3389

改訂 令和5年6月30日 森保-1136

第1 趣 旨

この要領は、安全・安心な森整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるほか、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 事業目的

本事業は、クマ等の野生動物による物的被害の発生や精神的・身体的な被害が生じるなど、野生動物と人との不和が生じている森林を、緩衝帯等の整備により野生動物の出没抑制を図るほか、主要道路や通学路沿い等の藪化・過密化している森林を、藪払い等による森林環境の保全や景観の向上を図り、森林環境や公益性を重視した森づくりを図ることを目的とする。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ被害等により枯死し、景観維持及び安全面から支障になる立木の伐倒処理及び伐倒処理後伐採跡地への植栽により、森林環境や公益性を重視した森づくりを図るとともに、ナラ枯れ被害木及びその周辺の被害にあう可能性の高いナラ健全木（穿入生存木を含む。）を伐採し林外へ搬出・破砕処理等を行い、被害の拡大を未然に防止するとともにナラの萌芽更新により、永続的な景観維持や安全確保を図ることを目的とする。

第3 事業の分類

本事業は次の事業で構成する。

- 1 緩衝帯等整備事業
- 2 マツ林・ナラ林等景観向上事業
- 3 ナラ枯れ未然防止事業

第4 事業内容等

本事業の内容は、補助金交付要綱第2別表第1に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 緩衝帯等整備事業

(1) 対象森林

対象森林は、原則森林法第5条に該当し、アの(ア)から(エ)に掲げるいずれかの藪化した森林及びこれら森林と併せて一体的に整備する必要がある箇所とする。ただし、当該箇所に隣接する森林以外の箇所を事業面積に含めることができるが、その

部分が全体面積の3割を超えてはならない。

ア 所在

- (ア)過去にクマ等の野生動物の出没が確認され、人的・物的被害が発生した森林、あるいは、森林が藪化しており、野生動物の出没の恐れのある森林
- (イ)公共施設や集落、農地、通学路に隣接する森林
- (ウ)道路法に基づく高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道に隣接する森林
- (エ)森林空間を利用した森林浴や野外レクリエーション、自然体験学習の場として提供されている森林公園

イ 面積等

- (ア)1箇所あたり原則0.1ha以上の区域
- (イ)林縁部からの幅（奥行き）はおおむね30m以内とする。

ウ 所有者等

- (ア)土地の実質的な権利者が国以外の箇所

エ 維持・管理

- (ア)対象森林は皆伐や開発等による転用の見込みのないこと、整備後は継続して適切に管理可能な森林

(2) 事業内容

事業内容は、次のとおりとする。事業内容イの(ア)あるいは(イ)を必須項目とし、事業内容ア、ウ各々単独での事業実施は原則不可能とする。また、原則単年度の事業実施とする。

ア 調査・測量

- (ア)森林確認調査（現地調査、境界確認、周辺環境調査）
- (イ)標準地調査（標準地の設定、枝打ち木の本数調査等）
- (ウ)周囲測量（面積の確定）

イ 森林整備

- (ア)下刈り、除伐等
- (イ)枝打ち
- (ウ)危険木や枯損木等の整理伐等
- (エ)上記作業に伴う伐採木等の処理等

ウ 普及啓発

- (ア)看板設置（普及啓発を図るための看板の設置）

(3) 事業実施主体

事業実施主体は次のとおりとする。

ア 市町村

イ 財産区

ウ 森林組合

エ 林業事業者（秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録名簿に登載されている者のうち、森林施業業務の資格を有する者）

オ 県

(4) 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとする。

ア 調査・測量

(ア) 森林確認調査費

現地調査、境界確認、周辺環境調査を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の30%以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

(イ) 標準地調査費

標準地の設定、毎木調査、伐採木の選定、伐採率の確定のため直接必要経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の30%以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

(ウ) 周囲測量費

事業地面積確定のためコンパス等を用いた簡易測量を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の30%以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

イ 森林整備

(ア) 森林整備費

森林整備費は、森林整備を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税等相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

d 消費税相当額

業務原価と一般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

ウ 普及啓発

(ア) 普及啓発費

普及啓発費は、看板や標柱等の設置を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税等相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の15%以内とする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

d 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

エ 処分

(ア) 処分費

処分費は、整備した際に発生する藪等の処理に直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、消費税等相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

オ 諸経費

(ア) 事務雑費及び指導監督費

事務雑費は補助事業の計画や申請、整備同意等に係わる事務費用、指導監督費は事業管理費用とし、次に掲げる項目からなる業務処理経費を対象とする。

給与、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

なお、事務雑費及び指導監督費は本事業に対する一定率とし本事業費の7.0%以内とする。ただし、事務雑費及び指導監督費は合計100万円以内とする。なお、事業実施主体自らが実行する場合にあっては、指導監督費及び事務雑費を計上できない。

(5) 経費の算定

経費の算定は次のとおりとする。調査・測量以外にあって、標準単価により難しい経費は実事業費に基づく経費とする。なお、アの調査・測量以外において実事業費が別に県の定める標準単価にて算出した標準経費より下回る場合は、実事業費を実行経費とする。

ア 調査・測量

(イ) 森林確認調査費

県が別に定める標準単価に対象面積を乗じて算出した経費とする。事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

(ロ) 標準地調査費

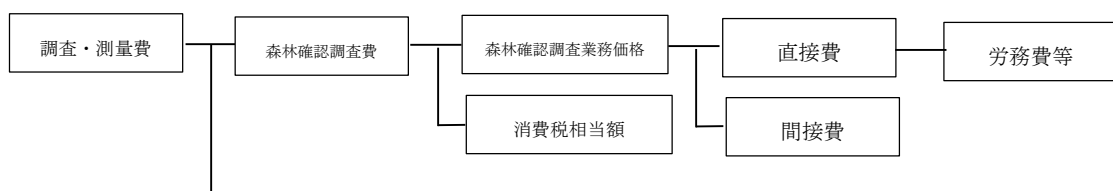
県が別に定める標準単価に対象箇所数を乗じて算出した経費とする。

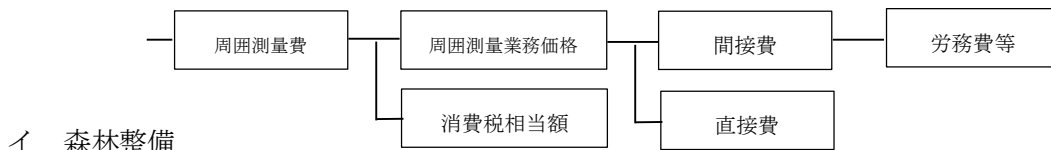
事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

(ハ) 周囲測量費

県が別に定める標準単価に対象面積を乗じて算出した経費とする。事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【調査・測量費構成】





イ 森林整備
(ア) 森林整備費 [下刈り・除伐・枝打ち]

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象面積を乗じて算出した経費とする。事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【森林整備費構成】

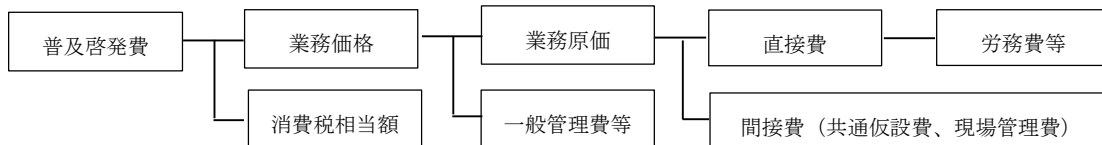


ウ 普及啓発

(ア) 普及啓発費

事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【普及啓発費構成】



2 マツ林・ナラ林等景観向上事業

(1) 対象森林

対象森林は、次の基準に該当するものを採択することとする。

ア 所在

原則森林法第5条に該当し、松くい虫被害あるいはカシノナガキクイムシ被害による枯死木のうち、景観を悪化させている、あるいは強風等による倒木にて人的被害等を生じると判断される枯死木が存在する以下の森林。

ただし、(ア)及び(イ)については、景観の悪化を修復することを目的とし、(ウ)以下にあつては人的被害等を防ぐことを目的に行う箇所とする。

(ア) 自然公園法及びそれに基づく条例の規定に基づき指定されている自然公園

(イ) 道路法に基づく高速自動車国道、一般国道、県道を走行する車または鉄道敷設法あるいは軽便鉄道法に基づき整備された鉄道路線等を走行する列車の車窓から見える森林

(ウ) 都市公園法及びそれに基づく条例の規定に基づき指定されている自然公園

(エ) (ア)及び(ウ)に準じ、森林空間を利用した森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習の場として提供されている森林公園

(オ)道路法に基づく高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道に隣接する森林

(カ)上記(ア)から(オ)を除く公共施設敷地内あるいは隣接する森林

(キ)市街地又は集落(人家10戸以上)に隣接する森林

(ク)農地、ため池、用排水施設等に隣接する森林

なお、松くい虫防除対策事業（伐倒駆除）、造林補助事業（衛生伐）による防除を実施している森林及び県指定の守るべきナラ林にあつては、同年度に他事業を実施または計画している場合に限り、本事業による伐倒処理の実施を原則認めないものとする。

イ 面積

1 施行地あたり原則0.01ha（1林小班）以上の森林

ただし、森林法第5条森林以外での単木処理にあつてはこの限りでない。

ウ 所有者等

森林の実質的な権利者が国以外の森林

エ 維持・管理

20年間対象森林の皆伐や開発等による転用をせず、かつ森林体験や学習活動、試験研究調査の対象地として協力可能な森林

(2) 事業内容

事業内容は、次のとおりとする。

ただし、事業内容イは必須項目であり、事業内容ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを単独で実施することは原則不可とするが、複数年度に渡つての事業実施は可能とする。

ア 森林調査

枯損木の毎木調査及び境界確認

イ 伐倒処理

松くい虫、カシノナガキクイムシ被害等により枯死した立木の伐倒処理

ウ 植栽

本事業による伐採跡地への植栽

エ 破砕処理

伐倒処理後の枯損木等の破砕処理

オ 搬出・運搬

伐倒処理材の現場搬出・運搬

カ 普及啓発

普及啓発を図るための看板の設置

キ チップ原材料販売収入

- チップ原材料の販売収入
- ク 処分
 - 伐倒処理材の処分

(3) 事業実施主体

事業実施主体は次のとおりとする。

- ア 市町村
- イ 県

(4) 補助対象経費

補助事業対象経費は次のとおりとする。

ア 森林調査

(ア) 森林調査費

境界調査、枯損木毎木調査を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の 30% 以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

イ 伐倒処理

(イ) 伐倒処理費

伐倒処理費は、伐倒、玉切り、集積、搬出を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第 6 に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第 6 に準ずるものとする。

d 消費税相当額

業務原価と一般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

ウ 植栽

(ア) 植栽費

植栽費は、植栽を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

d 消費税相当額

業務原価と一般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

エ 破碎

(ア) 破碎処理費

破碎処理費は、伐倒した枯損木等の破碎処理を行ううえで直接必要な経費とし、伐倒処理材が林外へ流出する恐れがある場合や、景観に支障がある場合等において実施できるものとし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

d 消費税相当額

業務原価と一般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

オ 搬出・運搬

搬出・運搬費は、伐倒処理材の現場搬出及びチップ工場等への搬入を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税相当額からなる経費とする。

(ア) 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

(イ) 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

(ウ) 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

(エ) 消費税相当額

業務原価と一般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

カ 普及啓発

(ア) 普及啓発費

普及啓発費は、看板設置を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

d 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

キ チップ原材料販売収入

(ア) 販売収入費

チップ原材料販売収入費は、処理材をチップ等として有効利用するうえで、工場への販売により得られた収入とする。

a 販売収入費

チップ工場への販売価格とする。

b 消費税相当額

販売価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

ク 処分

(ア) 処分費

処分費は、伐倒処理材をバイオマス利用または産業廃棄物等の処理するうえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 処分費

処理工場での処理価格とする。

b 消費税相当額

処理価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

ケ 諸経費

(ア) 事務雑費及び指導監督費

事務雑費は補助事業の計画や申請等に係わる事務費用、指導監督費は事業管理費用とし、次に掲げる項目からなる業務処理経費を対象とする。

給与、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

なお、事務雑費及び指導監督費は本事業に対する一定率とし本事業費の5.0%以内とし、事務雑費及び指導監督費の合計は100万円以内とする。

(5) 経費の算定

経費の算定は次のとおりとする。

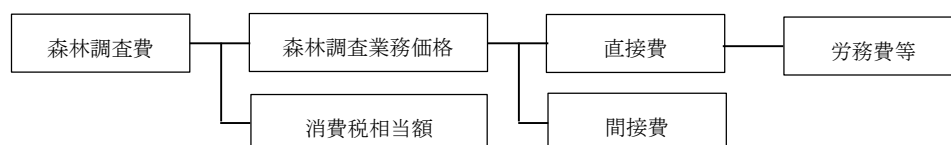
標準単価により難い経費は実事業費に基づく経費とする。なお、実事業費が別に県の定める標準単価にて算出した標準経費より下回る場合は、実事業費を経費とする。

ア 森林調査

(ア) 森林調査費

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象面積を乗じて算出した経費とする。なお、事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

【森林調査費構成】

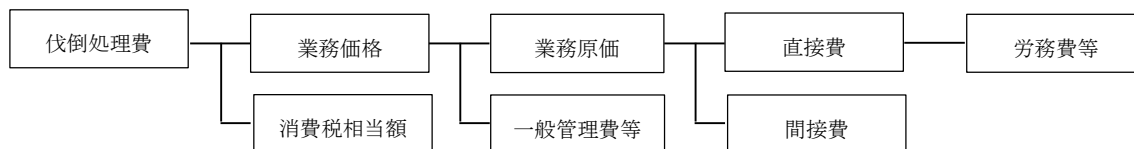


イ 伐倒処理

(ア) 伐倒処理費

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象材積を乗じて算出した経費とする。なお、事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

【伐倒処理費構成】

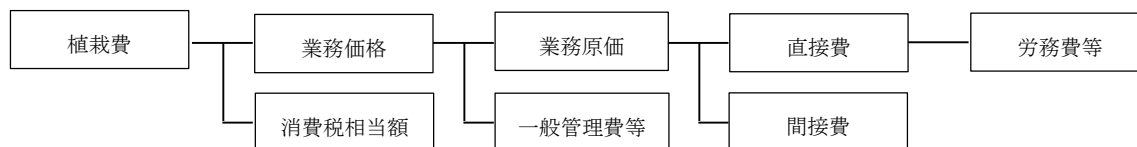


ウ 植栽

(ア) 植栽費

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象面積を乗じて算出した経費とする。なお、事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

【植栽費構成】

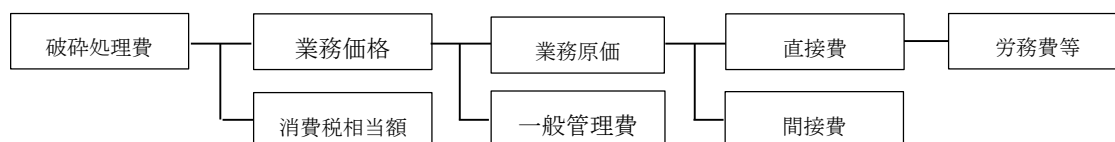


エ 破碎処理

(ア) 破碎処理費

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象材積を乗じて算出した経費とする。なお、事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

【破碎処理費構成】

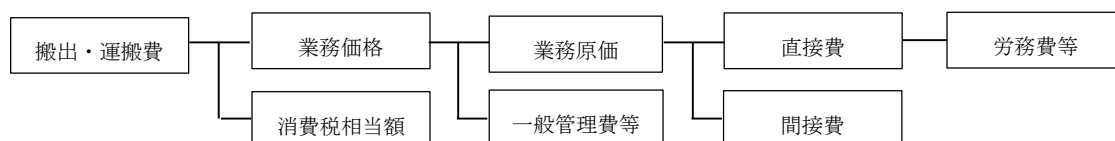


オ 搬出・運搬

(ア) 搬出・運搬費

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象材積を乗じて算出した経費とする。なお、事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

【搬出・運搬費構成】

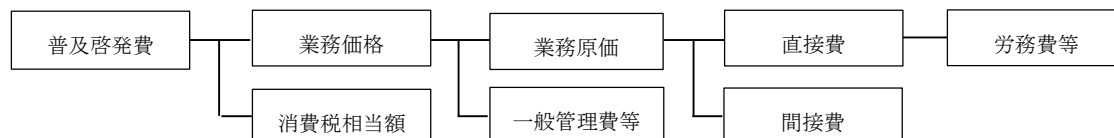


カ 普及啓発

(ア) 普及啓発費

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象基数を乗じて算出した経費とする。なお、事業実施主体が外部発注により実行する場合消費税額を計上できる。

【普及啓発費構成】

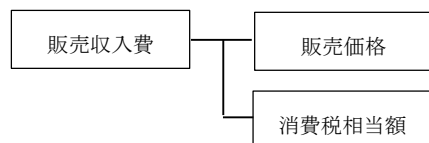


キ チップ原材料販売収入

(ア) チップ原材料販売収入費

搬入する工場の買い取り価格に対象材積を乗じて算出した価格とする。なお、販売により得られた収入は事業費から減算するものとする。

【販売収入費構成】

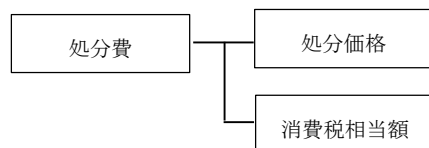


ク 処分

(ア) 処分費

搬入する工場の処理価格に対象材積または重量を乗じて算出した価格とする。

【処分費構成】



3 ナラ枯れ未然防止事業

(1) 対象森林

ア 所在

原則森林法第5条に該当し、市町村が指定する「守るべきナラ林」以外の森林で、ナラ枯れ被害木周辺にナラ健全木が存在する森林

イ 面積等

1 施行地あたり原則 0.28ha（被害木から半径 30m）以上 5ha 未満の森林

対象とする樹種はナラ類（ミズナラ、コナラ、カシワ、クリの4種類）とする。
ナラ類の胸高直径が20cm以上であること。

ウ 所有者

森林の実質的な権利者が国以外の森林で伐採等に関し、同意が得られているものとする。

エ 維持管理

対象森林は皆伐や林地開発等による転用の見込みがないこと。
整備後は、継続して適切に管理可能な森林であること。

(2) 事業内容

ア 伐倒処理

(ア) ナラ枯れ被害木及びその周辺30m以内のナラ健全木（穿入生存木含む。）
の伐倒、玉切り、搬出、運搬、木材利用(チップ等の売り払い)

イ 付帯施設整備（森林作業道の開設）

(イ) 林外へ搬出するために必要な森林作業道の開設

(3) 事業実施主体

ア 市町村

イ 森林組合

ウ 林業事業体

(4) 補助対象経費

ア 伐倒処理

(ア) 伐倒、玉切り、搬出、運搬に必要な経費

(イ) 木材利用(チップ等)の販売による収入費

イ 付帯整備(森林作業道の開設)

伐採木を搬出するために必要な作業道の開設に要する経費

(5) 経費の算定

ア 伐倒処理

(ア) 伐倒処理費

搬出材積1立方メートル当たり5,000円の定額とし、搬出材積を乗じて算出した額とする。

(イ) 材積は、小数点第2位止めとする。（小数点以下切り捨て）

イ 付帯施設(森林作業道開設費)

(ア) 作業道開設費

搬出距離*に応じ、搬出材積1立方メートル当たり次の額とし、搬出材積を乗じ算出した額とする。

*搬出距離は、作業地の中心地点からトラックへの積み込み地点又は山土場までの距離とする。(多くの場合、集材距離=作業道開設距離となる。)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 搬出距離200m以上500m未満 | 1,600円/m ³ |
| ② 搬出距離500m以上800m未満 | 2,000円/m ³ |
| ③ 搬出距離800m以上 | 2,500円/m ³ |

(イ) 材積は、小数点以下切り捨ての整数止めとする。

第5 事業の実施

本事業の実施にあたっては次のとおりとする。

1 事業計画書の提出

事業実施主体は、事業計画書(様式第1号)に以下に掲げる書類を添付し、別に定める日までに所管の地域振興局長(以下「局長」という。)に提出するものとする。ただし、(2)にあつては伐倒処理に加え植栽を同一箇所にて併せて実施する場合に限り添付するものとする。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 区域概要書(様式第3号)
- (3) 位置図(縮尺5万分の1)
- (4) 計画概要図(縮尺原則5千分の1)
- (5) 現況写真
- (6) 附属資料

2 事業計画書の審査

以下により事業計画書の審査を受け、承認を受けた事業実施主体に限り実施するものとする。なお、補助金交付要綱第4の別表2による重要な変更該当する事業計画の変更にあつては、本項の規定に準じ手続きするものとする。

(1) 提出

局長は、事業実施主体から提出された事業計画書を取りまとめ、別に定める日までに農林水産部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。

(2) 審査

部長は、提出された事業計画書について、必要に応じ、局長とヒアリングを実施して、計画内容について審査するものとする。(様式第4号)

(3) 通知

部長は、審査結果について局長に通知するものとする。(様式第5号)

局長は、部長からの通知に基づき、事業計画書を提出した事業実施主体に対し審査結果を通知するものとする。（様式第6号）

3 事業実施前の措置

以下により各種手続きを実施のうえ事業に着手するものとする。

(1) 関係法規に基づく許認可

ア 事業実施主体は関係法令を遵守し、法令に基づく許認可が必要な場合は、事業実施に支障を及ぼさないよう、あらかじめ許認可等を得るものとする。ただし、測量成果品を必要とする等、事業着手後でなければ得ることのできない許認可にあつては事業着手後であっても構わない。

(2) 事業の着手

ア 事業実施主体は補助金交付要綱第5に基づき局長から通知される補助金交付決定通知により事業に着手できるものとする。

4 設計書の審査

当該事業にあつては、基本的に標準単価による経費となることから、詳細設計書の提出及び審査は必要としない。

5 事業の実施

事業の実施に際しては、別に定める安全・安心な森整備事業実施基準（以下「実施基準」という。）に基づき事業を実施するものとする。

6 実施に関する協定

事業実施主体は、実施箇所が確定した段階で速やかに森林所有者との間で協定書に押印し、これを局長に3部提出のうえ当該事業に係わる協定を締結するものとする。

局長は協定書の内容を確認した後、知事印を押印し、局長、事業実施主体、森林所有者がそれぞれ1部ずつ保管するものとする。ただし、事業実施主体が森林所有者の場合は県との2者で当該事業に係わる協定を締結するものとする。（様式第7号）

なお、植栽を実施しない場合において協定の締結は必要としない。

7 関係書類の整備

事業実施主体は補助事業の実施にあたって、次に掲げる関係書類等を整備保管し、事業の進捗と併行して、その事務処理を適正に行わなければならない。

(1) 予算関係書類

- ア 事業実施に関する議会の議事録
- イ 歳入歳出予算、決算議決書
- ウ 実施（当初、変更、精算）設計書

(2) 経理関係書類

- ア 会計主要簿（現金出納簿、収入整理簿、支出整理簿等）
- イ 会計補助簿（支払証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書等）

(3) 文書

ア 補助金の交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、承認指令書、各報告書、及びその他事業施行に関係する文書。

(4) 施工関係書類

ア 入札書、委託契約書、着手届、完成届

(5) 施工状況写真

(6) 施工後の維持管理に関する関係書類

8 事業の完了に伴う手続き

事業完了時において、以下の手続きを実施するものとする。

(1) 完成検査

ア 事業実施主体は安全・安心な森整備事業検査基準を準用のうえ、完成検査を行うものとする。

(2) 事業実績報告の提出

ア 事業実施主体は、補助金交付要綱第8に基づき局長へ事業実績報告を提出し、事業を完了するものとする。

イ 局長は、事業が完了した場合、速やかに補助金交付要綱第8に基づく事業実績報告書の写しを部長に提出するものとする。

ウ なお、秋田県工事検査要綱第8条の2に定める検査結果の部長への報告は省略して構わないものとする。

第6 事業完了後の台帳整備

事業完了後、以下により台帳を作成し保管するものとする。

1 森林整備台帳

(1) 事業実施主体は事業完了後、速やかに森林整備台帳を作成し局長に提出するものとする。(様式第8号)

(2) 局長は提出された台帳を永久に整備保存するものとする。

第7 その他

なし

第8 雑則

この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。

〇〇年度 安全・安心な森整備事業計画書
(緩衝帯等整備事業)

記 号 ・ 番 号
年 月 日

秋田県知事 あて
(地域振興局扱い)

(申請者)

〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、安全・安心な森整備事業実施要領第 5 の 1 の規定に基づき申請します。

(添付書類)

- (1) 実施計画書（様式第 2 号） → 実施箇所を赤丸で示し箇所番号を付す。
- (2) 区域概要書（様式第 3 号）
- (3) 位置図（縮尺 5 万分の 1） → 施工箇所を赤色で図示する。
- (4) 計画概要図（原則縮尺 5 千分の 1） → 施工箇所を赤色で囲い図示し、施業内容を記載する。
- (5) 現況写真 → 遠景ほか状況の説明が可能な写真を添付する。 → 看板設置予定箇所を緑色で図示する。に現況写真撮影箇所を図上で示す。
- (6) 附属資料 → 普及啓発看板設置に際しての記載内容等必要な書類を適宜添付する。

※事業計画変更に伴う提出の際には、別に変更理由書を添付する。

〇〇年度 安全・安心な森整備事業計画書
（マツ林・ナラ林等景観向上事業）

記 号 ・ 番 号
年 月 日

秋田県知事 あて
（ 地域振興局扱い）

（申請者）

〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、安全・安心な森整備事業実施要領第 5 の 1 の規定に基づき、事業計画書を提出します。

（添付書類）

- （1）実施計画書（様式第 2 号）
- （2）区域概要書（様式第 3 号） → 伐倒処理に加え同一箇所を植栽する場合に限り添付する。
- （3）位置図（縮尺 5 万分の 1） → 実施箇所を赤丸で示し箇所番号を付す。
- （4）計画概要図（原則縮尺 5 千分の 1） → 施工箇所を赤色で囲い図示する。看板設置する際には予定箇所を緑色で図示す
- （5）現況写真 → 遠景ほか状況の説明が可能な。さらに現況写真撮影箇所を図上で示す。写真を添付する。（事業採択す。
- （6）附属資料 基準該当を説明できる写真）
→ 普及啓発看板設置に際し
ての記載内容等必要な書
類を適宜添付する。

※事業計画変更に伴う提出の際には、別に変更理由書を添付する。

〇〇年度 安全・安心な森整備事業計画書
（ナラ枯れ未然防止事業）

記 号 ・ 番 号
年 月 日

秋田県知事 あて
（ 地域振興局扱い）

（申請者）

〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、安全・安心な森整備事業実施要領第5の1の規定に基づき、事業計画書を提出します。

（添付書類）

- （1）実施計画書（様式第2号）
- （2）位置図（縮尺5万分の1） → 実施箇所を赤丸で示し箇所番号を付す。
- （3）計画概要図（原則縮尺5千分の1）
 - 施工箇所を赤色で囲い図示する。
 - 森林作業道を開設する場合は、予定線形を青色で図示する。
 - 看板設置する際には予定箇所を緑色で図示する。
 - 現況写真撮影箇所を図上で示す。
- （4）現況写真
 - 遠景ほか状況の説明が可能な写真を添付する。（事業採択基準該当を説明できる写真）
- （5）附属資料
 - 普及啓発看板設置に際しての記載内容等必要な書類を適宜添付する。

※事業計画変更に伴う提出の際には、別に変更理由書を添付する。

〇〇年度 安全・安心な森整備事業(マツ林・ナラ林等景観向上事業) 実施計画(実績)書

1. 森林調査

箇所番号	事業施行地	林班	小班	森林所有者	樹種	林種	林齢	調査面積(ha)	単価(円/ha)	事業経費(円)	備考
小 計								マツ			
								ナラ			
								計	0		0

2. 伐倒処理、破砕処理

箇所番号	事業施行地	林班	小班	森林所有者	樹種	林種	林齢	数 量				単価(円/m)	事業経費(円)	備考
								面積(ha)	伐採本数(本)	材積(m)	破砕材積(m)			
小 計								マツ						
								ナラ						
								計	0	0	0		0	

3. 植栽

箇所番号	事業施行地	林班	小班	森林所有者	苗 木			数 量		単価(円/ha)	単価(円/本)	事業経費(円)	備考
					樹種	規格	単価	植栽面積(ha)	植栽本数(本)				
小 計					マツ伐採跡地								
					ナラ伐採跡地								
					計			0	0			0	

4. 普及啓発

箇所番号	事業施行地	林班	小班	森林所有者	看板設置			事業経費(円)	備考
					基数	規格	単価(円/基)		
小計									

※面積の単位はヘクタールとし単位以下第2位まで、材積の単位は立方メートルとし単位以下第2位まで、本数にあっては整数止めとして記載する。

※補助金申請額は千円単位とする。(ただし実績報告時にあってはその限りではない。)

事業経費の合計(円)	事務雑費及び指導監督費(円)	計画(実績)事業費(円)	補助金申請額(円)
0		0	

〇〇年度 安全・安心な森整備事業(ナラ枯れ未然防止事業) 実施計画(実績)書

1. 伐倒処理

箇所番号	事業施行地	林班	小班	森林所有者	樹種	林齢	数量				単価 (円/m ³)	事業経費 (円)	備考	
							面積(ha)	ナラ伐採本数(本)		ナラ搬出材積(m ³)				
								うち被害木		うち被害木				
計						0	0	0	0	0	0	0		

2. 付帯施設整備(森林作業道開設)

箇所番号	事業施行地	林班	小班	森林所有者	数量		単価 (円)	事業経費 (円)	備考
					搬出材積 (m ³)	搬出距離 (m)			
計							0		

補助単価

- ① 搬出距離200m以上500m未満 1,600円/m³
- ② 搬出距離500m以上800m未満 2,000円/m³
- ③ 搬出距離800m以上 2,500円/m³

※面積の単位はヘクタールとし単位以下第2位まで、材積の単位は立方メートルとし単位以下第2位まで、本数、距離にあつては整数止めとして記載する。

※補助金申請額は千円単位とする。(ただし実績報告時にあつてはその限りではない。)

1. 伐倒処理費	2. 付帯施設整備費	補助金申請額(円)
0	0	0

〇〇年度安全・安心な森整備事業(緩衝帯等整備)区域概要書

市町村名		地区番号	
住所			
区域面積	0.00 ha	区域面積の内訳(ha)	
		森林	森林以外
区域面積	0.00 ha	区域面積の内訳(ha)	
		森林	森林以外
土地所有者・管理者			
区域の概要 及び 事業の必要性			
事業の予定スケジュール			
その他			

安全・安心な森整備事業（マツ林・ナラ林等景観向上事業）

区域概要書

1. 区域の概要

※施業を計画している箇所（被害状況）について記載。

2. 施業実施状況

※これまで実施してきた整備事業名、事業年度、事業費等施業履歴について記載

3. 植栽の目的

※整備のねらいについて記載。

4. 事業実施スケジュール

※事業全体及びスケジュールについて記載。

→伐倒処理後、植栽を実施する場合、翌年度以降のスケジュールとしても構わない。

5. 施業実施後の維持管理

※ボランティアの参画、地域連携などについて記載。

6. その他

※その他必要事項を記載。

安全・安心な森整備事業（緩衝帯等整備事業） 審査表

ヒアリング年月日(確認年月日) 年 月 日

事業主体

地区名

実施面積

ha

	確認事項	確認結果	備考
1. 採択基準			
(1)実施主体	① 実施要領第4の1の(3)に定める実施主体か。 (市町村、財産区、森林組合、林業事業者、県)	<input type="checkbox"/>	
(2)対象森林	① 実施要領第4の3の(1)に定める事業対象森林か。 (クマ等の出没箇所か、公共施設や住宅、農賃、通学路等の周辺の 藪化した森林か)	<input type="checkbox"/>	
	② 整備目的は適切か。 (クマ等の出没抑制、景観向上や森林保全)	<input type="checkbox"/>	
	③ 森林以外の箇所の一体的に実施するか。 (森林以外の部分が全体面積の3割を超えていないか)	<input type="checkbox"/>	
	④ 実施要領第4の3の(1)に定める事業対象森林か。 (0.1ha以上、林縁部からおおむね30m以内)	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 実施要領第4の1の(1)に定める事業対象森林か。 (土地の実質的な権利者が国以外)	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 実施要領第4の3の(1)に定める対象森林か。 (維持・管理関係)	<input type="checkbox"/>	
2. 実施基準			
(1)事業内容	① 単年度実施であるか。	<input type="checkbox"/>	
	② 施業方法は適切か。 (除伐、下刈り、枝打ち等、皆伐は実施不可)。	<input type="checkbox"/>	
	③ 設定単価は適切か。標準単価以内の単価か。異なる場合は根拠 はあるか。	<input type="checkbox"/>	
3. 普及啓発			
(1)実施の有無	① 普及啓発は計画しているか。	<input type="checkbox"/>	
(2)内容	① 必要性。	<input type="checkbox"/>	
	② 看板の基数及び規格は適切か。 (設置位置及び標準図等の確認)	<input type="checkbox"/>	
	③ 具体的内容の確認。効果的内容か。	<input type="checkbox"/>	
4. その他			
(1)事務雑費指導監督費	① 事務費は計上しているか。	<input type="checkbox"/>	
	② 率は範囲内か。 (7.0%以内。ただし、実施主体自ら実行する場合は5.0%以内)	<input type="checkbox"/>	
	③ 補助申請額は適切か。	<input type="checkbox"/>	

※審査の結果、基準を満たしている場合は確認結果欄口の中に「シ」を記入する。

安全・安心な森整備事業（マツ林・ナラ林等景観向上事業） 審査表

ヒアリング年月日(確認年月日) 年 月 日

事業主体

地区名

実施面積

マツ ha、ナラ ha、 合計 ha

	審査項目	確認結果	備考
1. 採択基準			
(1)実施主体	実施要領第3に定める実施主体であるか。 (市町村または県)	<input type="checkbox"/>	
(2)対象森林	① 実施要領第5の1に定める原則森林法第5条に該当する森林か。	<input type="checkbox"/>	
	② 実施要領第5の1に定める事業対象木であるか。 (松くい虫被害やカシノナガキクイムシ被害等による枯死木か)	<input type="checkbox"/>	
	③ 実施要領第5の1に定めている事業対象箇所であるか。 (景観維持、安全面に支障を来しているか)	<input type="checkbox"/>	
	④ 他事業による伐倒処理等を行っている箇所以外か。	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 実施要領第5の2に定める事業対象面積か。 (1 施工地あたり原則0.01ha以上の森林)	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 実施要領第5の3に定める所有者か。 (実質的な権利者が国以外)	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 実施要領第5の4に定める維持・管理が実施される森林か。 (皆伐や開発等による転用をせず、かつ森林体験や学習活動、試験研究調査の対象地として協力可能)	<input type="checkbox"/>	
	⑧ 植栽する場合、協定及び管理は可能か。	<input type="checkbox"/>	
2. 実施基準			
(1)事業内容	① 単年度実施可能か。	<input type="checkbox"/>	
	② 森林面積は適切か。 (森林簿等の確認、現況写真の確認)	<input type="checkbox"/>	
	③ 材積は適切か。	<input type="checkbox"/>	
	④ 単価は適切か。標準単価以内の単価か。異なる場合は根拠はあるか。	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 標準単価以内の単価か。異なる場合の根拠はあるか。	<input type="checkbox"/>	
3. 普及啓発			
(1)実施の有無	① 普及啓発を実施する計画であるか。	<input type="checkbox"/>	
(2)内容	③ 看板の基数、標準図等の確認。	<input type="checkbox"/>	
	④ 設置の必要性、具体的内容の確認、効果的内容であるか。	<input type="checkbox"/>	
4. その他			
(1)事務雑費指導監督費	① 事務費は計上しているか。	<input type="checkbox"/>	
	② 率は範囲内か。	<input type="checkbox"/>	
	③ 補助申請額は適切か。	<input type="checkbox"/>	

※審査の結果、基準を満たしている場合は確認結果欄口の中に「レ」を記入する。

安全・安心な森整備事業（ナラ枯れ未然防止事業） 審査表

ヒアリング年月日(確認年月日) 年 月 日

事業主体

地区名

実施面積

_____ ha

	審査項目	確認結果	備考
1. 採択基準			
(1)実施主体	実施要領第4の3の(3)に定める実施主体であるか。 (市町村、森林組合、林業事業体)	<input type="checkbox"/>	
(2)対象森林	① 実施要領第4の3の(1)のアに定める原則森林法第5条に該当する森林か。	<input type="checkbox"/>	
	② 実施要領第4の3の(1)のイに定める事業対象木であるか。 (カシノナガキクイムシ被害被害木及びその周辺のナラ健全木)	<input type="checkbox"/>	
	④ 他事業による伐倒処理等を行っている箇所以外か。	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 実施要領第4の3の(1)イに定める事業対象面積か。 (1 施工地あたり原則0.28ha以上の森林)	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 実施要領第4の3の(1)ウに定める所有者か。 (実質的な権利者が国以外)	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 実施要領第4の3の(1)エに定める維持・管理が実施される森林か。 (皆伐や開発等による転用をせず、かつ森林体験や学習活動、試験研究調査の対象地として協力可能)	<input type="checkbox"/>	
	⑧ 森林作業道開設する場合、規格・延長は妥当か。	<input type="checkbox"/>	
2. 実施基準			
(1)事業内容	① 単年度実施可能か。	<input type="checkbox"/>	
	② 森林面積は適切か。 (森林簿等の確認、現況写真の確認)	<input type="checkbox"/>	
	③ 材積は適切か。	<input type="checkbox"/>	
	④ 単価は適切か。標準単価以内の単価か。異なる場合は根拠はあるか。	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

※審査の結果、基準を満たしている場合は確認結果欄口の中に「し」を記入する。

様式第5号（実施要領第5の2関係）

森 保 一

年 月 日

〇〇 地域振興局長 あて

農 林 水 産 部 長

〇〇年度安全・安心な森整備事業（緩衝帯等整備事業、マツ林・ナラ林等景観向上事業、ナラ枯れ未然防止事業）（変更）計画について（通知）

年 月 日付 農一 で提出のあった事業（変更）計画書について、安全・安心な森整備事業実施要領第5の2の（3）の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

事業実施主体	審査結果	内示額（千円）

様式第6号（実施要領第5の2関係）

○農 _____
年 月 日

事業実施主体 あて

○○地域振興局長

○○年度安全・安心な森整備事業（緩衝帯等整備事業、マツ林・ナラ林等景観向上事業、ナラ枯れ未然防止事業）（変更）計画について（通知）

年 月 日付 ー で提出のあった事業（変更）計画書について、安全・安心な森整備事業実施要領第5の2の（3）の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

については、年 月 日まで補助金交付（変更）申請書を提出願います。

記

審査結果	内示額（千円）	摘要

安全・安心な森整備事業の実施に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と森林所有者〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び事業実施主体名称・代表者名〇〇（以下「丙」という。）は、安全・安心な森整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、第3条に掲げる森林内で枯死木の伐倒処理や植栽等を実施し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図るため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、年月日から年月日まで（20年間）とする。
2 この協定の目的を達成するため特に必要がある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする土地）

第3条 協定の対象とする土地（以下「対象地」という。）は、次に掲げるとおりとする。

土地の表示			林班	小班	植栽 樹種	植栽 年度	面積 (ha)	備考
市町村	所在	地番						

*位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（整備の内容）

第4条 甲は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱及び安全・安心な森整備事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、丙が安全・安心な森整備事業実施基準により実施する伐倒処理及び植栽等の整備（以下「整備」という。）の実施に対し、予算の範囲内で補助を行うものとする。
2 前項の丙が実施する整備の内容は次に掲げるものであって、要綱等に基づく事業計画書（以下「計画書」という。）の内容によるものとする。
(1) 景観維持及び安全面から支障になる立木の伐倒処理
(2) 伐倒処理後の植栽
(3) 普及啓発を図るための看板の設置

（費用の負担等）

第5条 対象地について、甲が認めた計画書の内容に基づく整備を乙は丙に実施させるものとする。
2 甲の補助金額を超える負担が生じた場合は、乙と丙が協議のうえ負担するものとする。
3 対象地に対する公租公課は乙が負担するものとする。
4 対象地について第三者から受け取る賠償金、補償金は乙に帰属するものとする。

（当事者の責務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める責務を負うものとする。
(1) 甲の責務
ア 甲は、乙及び丙に対して、本協定の目的達成のために必要な事項について助言及び指導に努めること。
(2) 乙の責務
ア 乙は丙の実施する整備に協力し、その施工等に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
イ 協定期間中は、対象地の皆伐や開発等による転用をせず、その維持管理に努めること。
ウ 甲又は丙が標柱等の設置を申し出たときは、可能な限り協力し、それを認めること。
エ 対象地の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処

理解決に当たること。

(3) 丙の責務

ア 丙は、第1条の目的を踏まえ、誠意を持って適正な整備を実施すること。

(災害等による損害)

第7条 甲及び丙は整備の実施中に、火災、天災その他の事由により対象地に生じた損害及び第三者に生じた損害について、その責任を負わない。

2 甲及び丙は整備の実施後、火災、天災その他の事由により、対象地森林における林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合にあっても、その責任を負わない。

(協定の承継等)

第8条 乙は、対象地の所有権を移転する場合及び新たな権利関係を設定する場合には、甲丙にその旨を届け出るものとする。この場合において乙は、所有権の移転又は権利の設定の相手方(以下「丁」という。)に、この協定に定める権利、義務を承継させるものとする。

2 乙は、協定期間中に所有者の氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲及び丙に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第9条 次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象地における森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により、対象地における森林の全部又は一部が滅失したとき。

(3) 甲が要綱等に基づき、丙に対する補助金の交付の決定を取り消したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 甲は乙が第6条の規定に違反したときは、丙に補助金の返還を求めることができる。

2 前項の場合において、丙は秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱に基づき、甲が補助した補助金相当額を甲に支払う義務を負うものとする。

3 前項の場合において、乙は第5条の整備に要した経費を丙に支払うものとする。

なお、この場合丙は手続きに要する加算金を加えた額を乙に求めることができるものとする。

(乙の協力)

第11条 乙は、次の事項に協力するものとする。

(1) この協定期間終了後も、非皆伐に協力すること。

(2) 甲又は丙が対象地における森林を森林体験や学習活動等に使用することを乙に申し出たときには、これに協力すること。

(疑義の協議)

第12条 この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

年	月	日	甲	秋田県		
			代表者	秋田県知事		印
				(地域振興局長扱い)		
			乙	住所		
				氏名		印
			丙	住所(所在地)		
				氏名(名称)		
			代表者	氏名		印

安全・安心な森整備事業の実施に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と委任代理人〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び事業実施主体名称・代表者名〇〇（以下「丙」という。）は、安全・安心な森整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、第3条に掲げる森林内で枯死木の伐倒処理や植栽等を実施し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図るため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日まで（20年間）とする。

2 この協定の目的を達成するため特に必要がある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする土地）

第3条 協定の対象とする土地（以下「対象地」という。）は、次に掲げるとおりとする。

土地の表示			林班	小班	植栽 樹種	植栽 年度	面積 (ha)	備考
市町村	所在	地番						

*位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（整備の内容）

第4条 甲は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱及び安全・安心な森整備事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、丙が安全・安心な森整備事業実施基準により実施する伐倒処理及び植栽等の整備（以下「整備」という。）の実施に対し、予算の範囲内で補助を行うものとする。

2 前項の丙が実施する整備の内容は次に掲げるものであって、要綱等に基づく事業計画書（以下「計画書」という。）の内容によるものとする。

- (1) 景観維持及び安全面から支障になる立木の伐倒処理
- (2) 伐倒処理後の植栽
- (3) 普及啓発を図るための看板の設置

（費用の負担等）

第5条 対象地について、甲が認めた計画書の内容に基づく整備を乙は丙に実施させるものとする。

- 2 甲の補助金額を超える負担が生じた場合は、乙と丙が協議のうえ負担するものとする。
- 3 対象地に対する公租公課は乙が負担するものとする。
- 4 対象地について第三者から受け取る賠償金、補償金は乙に帰属するものとする。

（当事者の責務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める責務を負うものとする。

（1）甲の責務

ア 甲は、乙及び丙に対して、本協定の目的達成のために必要な事項について助言及び指導に努めること。

（2）乙の責務

ア 乙は丙の実施する整備に協力し、その施工に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 協定期間中は、対象地の皆伐や開発等による転用をせず、その維持管理に努めること。

ウ 甲又は丙が標柱等の設置を申し出たときは、可能な限り協力し、それを認めること。

エ 対象地の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

(3) 丙の責務

ア 丙は、第1条の目的を踏まえ、誠意を持って適正な整備を実施すること。

(災害等による損害)

第7条 甲及び丙は整備の実施中に、火災、天災その他の事由により対象地に生じた損害及び第三者に生じた損害について、その責任を負わない。

2 甲及び丙は整備の実施後、火災、天災その他の事由により、対象地森林における林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合にあっても、その責任を負わない。

(協定の承継等)

第8条 乙は、対象地の所有権を移転する場合及び新たな権利関係を設定する場合には、甲丙にその旨を届け出るものとする。この場合において乙は、所有権の移転又は権利の設定の相手方(以下「丁」という。)に、この協定に定める権利、義務を承継させるものとする。

2 乙は、協定期間中に所有者の氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲及び丙に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第9条 次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象地における森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により、対象地における森林の全部又は一部が滅失したとき。
- (3) 甲が要綱等に基づき、丙に対する補助金の交付の決定を取り消したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 甲は乙が第6条の規定に違反したときは、丙に補助金の返還を求めることができる。

2 前項の場合において、丙は秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱に基づき、甲が補助した補助金相当額を甲に支払う義務を負うものとする。

3 前項の場合において、乙は第5条の整備に要した経費を丙に支払うものとする。

なお、この場合丙は手続きに要する加算金を加えた額を乙に求めることができるものとする。

(乙の協力)

第11条 乙は、次の事項に協力するものとする。

- (1) この協定期間終了後も、非皆伐に協力すること。
- (2) 甲又は丙が対象地における森林を森林体験や学習活動等に使用することを乙に申し出たときには、これに協力すること。

(疑義の協議)

第12条 この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

年	月	日	甲	秋田県		
			代表者	秋田県知事		印
				(地域振興局長扱い)		
			乙	住 所		
				○ ○ほか○○名委任代理人		
				氏 名		印
			丙	住所(所在地)		
				氏 名(名称)		
			代表者	氏 名		印

委 任 状

(住所、氏名を記載する) を私の代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 下記表示の森林を対象として実施する安全・安心な森整備事業に関する件
2. 「安全・安心な森整備事業の実施に関する協定書」の締結に関する件
3. 前記協定に基づく権利義務の行使に関する一切の権限

年 月 日

土地所有者
住所
氏名

土地の表示等

土地の表示			面積 (ha)	備 考
市町村	所 在	地 番		

*印鑑証明書の添付は不要。(押印は認印でも可)

安全・安心な森整備事業の実施に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と事業実施主体名称・代表者名〇〇（以下「乙」という。）は、安全・安心な森整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、第3条に掲げる森林内で枯死木の伐倒処理や植栽等を実施し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図るため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日まで（20年間）とする。

2 この協定の目的を達成するため特に必要がある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする土地）

第3条 協定の対象とする土地（以下「対象地」という。）は、次に掲げるとおりとする。

土地の表示			林班	小班	植栽 樹種	植栽 年度	面積 (ha)	備考
市町村	所在	地番						

*位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（整備の内容）

第4条 甲は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱及び安全・安心な森整備事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、丙が安全・安心な森整備事業実施基準により実施する伐倒処理及び植栽等の整備（以下「整備」という。）の実施に対し、予算の範囲内で補助を行うものとする。

2 前項の乙が実施する整備等の内容は次に掲げる整備であって、要綱等に基づく事業計画書（以下「計画書」という。）に基づくものとする。

- (1) 景観維持及び安全面から支障になる立木の伐倒処理
- (2) 伐倒処理後の植栽
- (3) 普及啓発を図るための看板の設置

（費用の負担等）

第5条 対象森林について、甲が認めた計画書の内容に基づく整備等を乙が実施するものとする。

2 甲の補助金額を超える負担が生じた場合は、乙が負担するものとする。

3 対象地に対する公租公課は乙が負担するものとする。

4 対象地について第三者から受け取る賠償金、補償金は乙に帰属するものとする。

（当事者の責務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める責務を負うものとする。

（1）甲の責務

ア 甲は、乙に対して、本協定の目的達成のために必要な事項について助言及び指導に努めること。

（2）乙の責務

ア 乙は、第1条の目的を踏まえ、誠意を持って適正な整備を実施すること。

イ 協定期間中は、対象地の皆伐や開発等による転用をせず、その維持管理に努めること。

ウ 甲が標柱等の設置を申し出たときは、可能な限り協力し、それを認めること。

エ 対象地の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

(災害等による損害)

第7条 甲は整備の実施中に、火災、天災その他の事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害について、その責任を負わない。

2 甲は整備の実施後、火災、天災その他の事由により、対象地森林における林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合であっても、その責任を負わない。

(協定の承継等)

第8条 乙は、対象森林の所有権を移転する場合及び新たな権利関係を設定する場合には、甲にその旨を届け出るものとする。この場合において乙は、所有権の移転又は権利の設定の相手方(以下「丙」という。)に、この協定に定める権利、義務を承継させるものとする。

2 乙は、協定期間中に所有者の氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第9条 次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象地における森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により、対象地における森林の全部又は一部が滅失したとき。

(3) 甲が要綱等に基づき、補助金の交付の決定を取り消したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 甲は乙が第6条の規定に違反したときは、乙に補助金の返還を求めることができる。

2 前項の場合において、乙は秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱に基づき、甲が補助した補助金相当額を甲に支払う義務を負うものとする。

(乙の協力)

第11条 乙は、次の事項に協力するものとする。

(1) この協定期間終了後も、非皆伐に協力すること。

(2) 甲が対象地における森林を森林体験や学習活動等に使用することを乙に申し出たときには、これに協力すること。

(疑義の協議)

第12条 この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

年 月 日 甲 秋田県
代表者 秋田県知事 印
(地域振興局長扱い)

乙 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者 氏名 印

